

茨城県副業協力隊（“企業連携型” 地域おこし協力隊）取扱要領

（趣旨）

第1条 この要領は、茨城県副業協力隊（“企業連携型” 地域おこし協力隊）設置要綱（以下「設置要綱」という。）に基づき設置する茨城県副業協力隊員（以下「隊員」という。）の委嘱期間等について、必要な事項を定めるものとする。

（委嘱期間の延長）

第2条 設置要綱第4条第2項に基づき隊員の委嘱期間を延長する場合は、知事はあらかじめ隊員の活動等を評価し延長の可否を判断するための審査会を実施する。

2 前項の審査会の運営等に必要な事項は別途定めるものとする。

（隊員の活動時間）

第3条 隊員の活動時間は、1週間のうち20時間程度を基本とする。ただし、活動の繁忙期など、1週間の活動時間が20時間を超える場合は、1か月のうち80時間程度の範囲内で活動時間を調整できるものとする。

（報償の額等）

第4条 隊員は、地域協力活動の対価として設置要綱第6条第1項に係る報償を受けるためには、別表の様式により毎月の活動状況を知事に報告しなければならない。

2 設置要綱第6条第2項に係る隊員の報償は月額233,300円とする。

（報償の日割計算）

第5条 隊員が月の中途において委嘱または解嘱された場合の当該月の報償の額は、職員の給与に関する条例（昭和27年4月1日茨城県条例第9号）に準じて取扱うものとする。

2 隊員が活動の休止を知事に申し出た場合については、前項の規定を準用する。

（報償の支給日）

第6条 隊員に対する報償の支給日は、翌月20日とする。ただし、その日が土曜日、日曜日又は休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近く、かつ、土曜日、日曜日又は休日でない日を支給日とする。

（地域協力活動に要する経費）

第7条 知事は予算の範囲内で、設置要綱第2条に掲げる地域協力活動に必要な経費を支払うものとする。

（研修等）

第8条 隊員は、設置要綱第2条に掲げる地域協力活動を実施するにあたり、必要な研修等を受講するものとする。

付 則

この要領は、令和5年5月24日から施行する。

